

第1回第1回中小企業技術革新挑戦支援事業制度評価（事後）検討会
議事録（案）

1. 日 時：平成27年2月3日（火） 16：25～17：10

2. 場 所：経済産業省 別館 1階 105会議室

3. 出席者

（検討会委員） [敬称略・五十音順、※は座長]

上野 保 東成エレクトロビーム株式会社 代表取締役会長

清水 聖幸 独立行政法人産業技術総合研究所 産学官連携推進部長

鈴木 雅洋 地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター 理事・事業化支援本部長

二戸 光弘 独立行政法人中小企業基盤整備機構 経営支援部 審議役

※柳本 潤 国立大学法人東京大学 教授

山田 伸顯 公益財団法人大田区産業振興協会 副理事長

（事務局）

中小企業庁 経営支援部 技術・経営革新課

課長 平井 淳生

課長補佐 工藤 勝弘

戸梶 竜太

（評価推進課）

産業技術環境局 研究開発課 技術評価室

技術評価専門職 小木 恵介

4. 配布資料

資料1 委員名簿

資料2 研究開発評価に係る委員会等の公開について

資料3 経済産業省における研究開発評価について

資料4 評価方法（案）

資料5 中小企業技術挑戦支援事業と中小企業技術革新制度（SBIR制度）の概要

資料6 中小企業技術革新挑戦支援事業評価用資料

資料7 評価報告書の構成（案）

資料8 評価コメント票

資料9 質問票

参考資料1 経済産業省技術評価指針

参考資料2 経済産業省技術評価指針に基づく標準的評価項目・評価基準

参考資料3 中小企業技術革新挑戦支援事業事前評価報告書

5. 議事

(1) 開会

事務局から開会の挨拶があった後、自己紹介、座長選出があり、資料確認が行われた。

(2) 評価検討会の公開について

事務局から、資料2について説明があり、評価検討会を公開とすることを了承した。

(3) 評価の方法等について

技術評価室及び事務局から、資料3、資料4、資料8について説明があり、了承した。

(4) 中小企業技術革新挑戦支援事業制度評価（事後）について

資料5、資料6に基づき、事務局から「中小企業技術革新（SBIR）制度の概要」、「中小企業技術革新挑戦支援事業の概要」、「事業者アンケート分析」、「技術評価指針に基づく評価」等について説明があり、引き続いて、質疑応答等があった。

質疑等は以下のとおり。

【柳本座長】 ありがとうございます。私の理解が間違っているかもしれませんが、SBIR制度は15年前からやっている制度であります。特定補助金を毎年閣議決定し455億円111本に特定補助金指定しているのですがこれに多段階選を導入していこうというのが背景にあって、厚労省の障害者向け機器開発のF/S事業という位置付けになるのか。

【工藤補佐】 そうです。

【柳本座長】 ですから、今回の評価は厚生労働省の事業を評価するのではなく、中小企業技術革新挑戦支援事業の評価をお願いしたい。それと、もう一つ質問ですが、目標としては10本にしましょうという話なのですが、お伺いしたいのはSBIRを使った補助金というのは111本あるわけで、これはかなり経産省が多いわけですが、それ以外の省庁の数を足すと40本、40事業に対して10事業ということですか、そういう意味ですか？それとも経済産業省も含めてですか？

【工藤補佐】 全部でございます。

【柳本座長】 ですから、今回の10という値に対して評価は難しくて、経済産業省自体に事業がたまたま一つもないという状況です。どの省庁がどうのこうのと言いだすと変な話になるので、要は多段階選抜導入をするのに呼び水になったかという観点でいくとそれなりの意味があったのであろうと思われるので、そういった点を念頭に置いてご審議いただければと思っています。

【清水委員】 資料10のP8ですが、29件のうち14件が「障害者自立支援機器開発事業」に公募し、7件が採択されたとかならずしも高いわけではないとおっしゃったが採択率は何％か？この事業を受けた方と、それ以外の方、つまりSBIRを受けていない方と。

【工藤補佐】 厚生労働省が採択率を公表していませんので、担当レベルで聞いたところでは同程度と聞いていますが、細かい数字を私どもは把握していません。

【清水委員】 そこが本当はわからないと、SBIRのホップ・ステップのところ有効だったのが相対的に比較しにくい。

【工藤補佐】 ご説明をさせていただきますと、この事業は必ずしも中小企業だけがくるのではなく、中には大企業もいて、他省庁の場合はそういった中で中小企業が入っていく、必ずしも採択率ということではなく中小企業の方々が支出機会の増大を目指して動いていくという仕組みを作っていくということが大事。

【清水委員】 そうなると質問をかえたい、24年度に初めての提案があったということ。23年度は中小企業が厚生労働省の事業への申し込みは少なかったのか？当事業があった故に、中小企業の提案が格段に多かったのか？

【工藤補佐】 その数字は厚生労働省に問合せしている。まだ確認出来ていないので調べて後ほど回答する。

【上野委員】 資料9のP4、平成11年に日本版S B I Rがスタートした。そのときから関わっている。当時予算が110億で、アメリカは1200億だったのです。日本版S B I Rという名前でスタートしているわけで、アメリカ並みに増やしてほしいと提案した。アメリカは軍需が関わっているので金額が多い。しかも政府調達が入っています。日本も政府調達をしてほしいと提案した。日本で軍需はないのでF/Sでスタートして安易に政府調達したら在庫の山になるリスクがあるとのことで予算を増やすということはP4にあるように増えていない。資料10P13にあるように中小企業庁がとりまとめをしているが、各省庁が中小企業向け予算を作ったものを中小企業庁が事務局がとりまとめをしているのではないですか？

【工藤補佐】 そうです。

【上野委員】 中小企業庁もっと増やして下さいというのは現状では無理な面があり、この3段階評価方式は良い制度だと思います。他の支援策にも適用していくのが大事だと思います。サポインや新連携は1段階評価方式です。単年度の予算でも事業化の話が出てきます。簡単に事業化できるなら単独で実施できます。既に見通しがついているテーマを持つことが大切になります。多段階で評価にいくという制度設計は、F/Sの状態の可能性あるかということを見極めた上でR&Dに移行する。アメリカはF/Sの予算をかなり増やしました。1,000万円から1,500万円に増やしたと思います。アメリカは軍需があるのでF/S段階でもいいテーマを出して取り組むようにしています。中小企業庁に予算の増加をお願いしてもあまり予算は増えることになりません。この評価委員会でコメントをすると国としてS B I Rに力を入れていくべきではないかということです。

【柳本座長】 単一事業評価としては、それなりに効果があったということなのでしょうが、S B I R全体として見るとどうなのかは別の話かもしれません。さっきおっしゃったように政府調達をどう結びつけるかとかという話もありますからこれは是非コメントに書いていただければ次の会議と結びつくものをご承知いただければと思います。

【山田委員】 26年度には挑戦事業はないのか？

【工藤補佐】 御座いません。25年度までの事業です。

【山田委員】 資料10のP13ですが、多段階選抜制度の特定補助金としてS B I R制度の一覧が出ているのですが、この中では厚労省は入っていないんですか？

【工藤補佐】 これは挑戦事業でF/SをやってR&Dを厚労省でやっている。セットでみれば多段階だが制度でみれば別であるという整理をしている。

【柳本座長】 こういうくくりになってしまう。呼び水として前に別の事業をくっつけてる。

ですから通してみることは出来ない。あと所管の省庁が違うという形になっている。

【山田委員】：結論としては29事業のうち7事業が厚生労働省事業に採択されたということですか？

【工藤補佐】　　そうです。

【柳本座長】　　あともう一つは、先ほどサポインの議論をしましたから頭に中小企業しかないと思いますが、大事なのは厚生労働省の事業には分母には全ての企業を含むものの比率になっている。内々におっしゃっていただいた比率よりかは、おそらく零細な企業を対象にこの事業をやっているんで、それが同じ比率というのは悪くはないのかも知れない。そういう印象をもちますが、それ以上きちとした統計はないのでそれ以上はなかなか読み取れないところ。

【上野委員】　　S B I R制度で入札の金額を低くすることを提案して反映されている。中小企業の参入を容易にしたことはこれは一つの評価、大事なこと。

【柳本座長】　　どうも活発なご議論、ありがとうございます。ちょっと整理させていただきますと、まず、本日のご議論を踏まえまして、委員の皆様には、先ほど申しましたが、資料8の評価コメント票、こちらへの記載をお願いします。2月13日までに事務局までご提出をいただきたいと思います。これは電子データで後ほど中小企業庁から皆様のほうにお送りいたしますので、そちらのほうに記入していただくということをお願いします。

その結果を踏まえまして、資料7に評価報告書の構成（案）というのが出ていますけれども、一応章立てとして、こういう形になりそうということが出ています。こちらのほうを中小企業庁様のほうでまとめていただいて、それを一応書面で審議するという形で第2回の検討委員会をやりたいと思います。一応検討委員会は2回あるんですけども、2回目は書面ということで報告書の素案を見ていただくということになります。

今日、ご質問をお受けしたんですけれども、まだ多分ご質問があるという方もおられると思います。その場合は、質問票、後ろのほうですけれども、これはファクスの書類が出ていますけれども、こちらで中小企業庁の技術課に聞いていただければと思いますが、評価コメント票の締め切りが2月13日ですので、2月10日までにご質問がありましたら事務局までお送りいただきたいと思います。それをもとにお答えをするということで、繰り返しになりますが、2月13日までに評価コメント票をお出しいただくということで進めていただければと思っております。

それでは、最後に、事務局より今後の進め方について、補足をお願いいたします。

（５）今後の進め方について

事務局より、評価コメントを踏まえた報告書を、2月下旬ごろにメールで委員に確認、その後、3月11日に予定している産業構造審議会に報告したいとの説明があった。

（６）閉会